

ほ ご
保護のしおり



この「しおり」は生活保護の制度について、説明したものです。

わからないことや、相談のあるかたは

お気軽に市役所第2庁舎2階福祉総合窓口まで、お声がけください。

また、春日部市役所 福祉総合窓口あてに

電話によるお問い合わせも可能です。

(春日部市役所 代表 ☎ 048-736-1111)

(生活支援課 直通 ☎ 048-796-8452)

春日部市福祉事務所

(春日部市役所 生活支援課 保護第1担当、保護第2担当)

生活保護について

○生活保護とは

年金や給与などの収入が世帯ごとに決められる「最低生活費(5ページ参照)」を下回るかた(世帯)で、自分の資産や能力、さまざまな制度を活用しても生活を維持することができないかた(世帯)に対し、国が「健康で文化的な最低限度の生活」を保障する日本国憲法第25条の理念に基づき、生活保護法で定められた制度です。

○生活保護の目的

生活保護は、資産や能力を活用しても生活に困るすべてのかたに対し、困難状態に応じて必要な保護を行い、その生活が保障されるとともに、自立した生活が送れるよう支援することを目的とします。

生活保護開始までの流れ

さまざまな理由で、生活が成り立たなくなってしまうことがあります。そんな時には、福祉総合窓口に一度ご相談ください。生活保護の手続きだけでなく、そのかたがたの問題解消のため、ご協力いたします。なお、生活保護の開始にいたるまでの手続きは、以下の流れとなります。

1 相談

お住まいの地域の福祉事務所に相談し、お困りの内容をご相談ください。
相談者の秘密は守られます。



2 申請

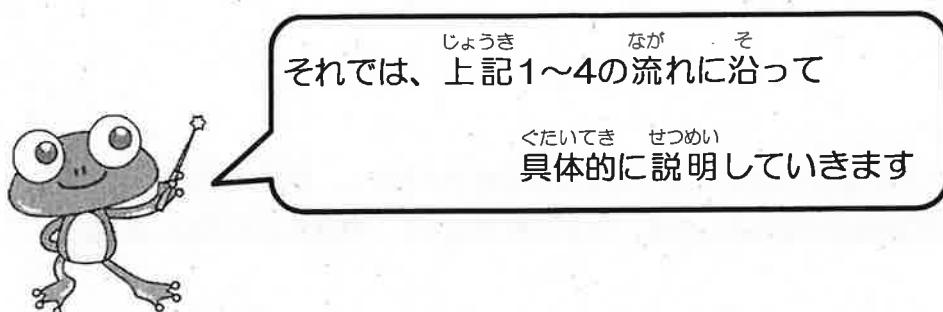
生活保護の申請意思のあるかたは、生活保護の申請書類を提出してください。

3 調査

生活保護の申請をされると、調査員が生活状況、資産状況などを調査します。調査の結果、生活保護の支援が必要かどうかを審査します。

4 保護開始

生活保護の開始が決定したら、生活保護費の支給が始まります。また、地区担当員(ケースワーカー)による自立に向けた支援が始まります。



1 相談(生活にお困りになつたら・・・)

生活中に困っている、生活保護を申請したいと思ったら、福祉事務所に相談しましょう。相談時には、生活状況や資産状況、ご親族との交流状況などを確認させていただきます。プライベートな部分もあるため、お話しは可能な範囲で構いませんので、お気軽にご相談ください。
相談の中で、生活保護の制度について詳しく説明を聞き、生活保護が必要な場合には申請をしてください。また、来所だけでなく、電話での相談もできます。

2 申請(意思があればどなたでも)

生活保護は、本人の意思で申請すること(申請権の行使)が必要です。生活保護の手続きには、福祉事務所へ申請書類を提出します。福祉事務所に申請書類がありますので、お受け取りいただき、記入してください。また、申請に伴い、調査に必要な書類や資産状況を確認できる資料なども求めることができます。なお、何らかの事情で本人が申請できないときは、親族が代理で申請することもできます。
※申請意思が示せず、明らかに窮迫した状況にあるときは、本人からの申請がなくても、福祉事務所が職権で生活保護を開始する場合もあります。

3 調査（調査内容と制度について）

ここでは、生活保護の決定に関わるものについて説明していきます。

●生活保護と資産の関係

生活保護の申請をされると、銀行や生命保険会社などに資産調査を行います。預貯金、生命保険、土地家屋、自動車、高価な貴金属など売却や活用が可能な資産がある場合には、その資産を売却して最低生活費に充てたり、支給した生活保護費を返していただくこともあります。

ただし、居住用の不動産（ローン付住宅は除く）は一定の条件のもと、保有が認められますし、個別の事情によっては、生命保険、学資保険、自動車や原動機付自転車（原付バイク）の保有が認められる場合もありますのでご相談ください。

●能力活用

働く能力があるかたは、その能力に応じて働く必要があります。ただし、病気や障害、その他の理由で働けないかたは、その問題解決を優先とします。自立の助長として、問題解決を支援します。

●扶養義務について

親、子ども、兄弟姉妹などの民法上の扶養義務のあるかたから援助を受けることができる場合は受けてください。

なお、親族の扶養は、可能な範囲の援助を行なうものであり、援助可能な親族がいることによって、生活保護が開始されないということにはなりません。

〈扶養照会について〉

扶養義務者への照会は、扶養義務の履行が期待できる方に対して行います。

扶養義務の履行が期待できない方や、扶養を求めることが明らかに自立の妨げとなる方に対しては、基本的に福祉事務所からの照会は行いませんので、お申し出ください。

（扶養義務の履行が期待できない方の例）

- ・生活保護を受けている方、福祉施設入所中の方や長期間入院中の方
- ・お年寄り、介護が必要な方、精神疾患の方等の非稼働の方
- ・概ね70歳以上の高齢者や未成年者、専業主婦・主夫等の非稼働の方
- ・特別な事情があって明らかに扶養できないと考えられる方
- ・交流が断続している方（例えば10年程度音信不通など）

(扶養を求めることが明らかに自立の妨げとなる方の例)

- ・家庭内暴力を受けて逃げている相手
- ・過去に虐待を受けたことがある相手

※これは例示です。これ以外にも事情のある方はお申し出ください。



●ほかの制度の活用

生活保護以外にも年金、各種手当、医療助成、社会保障制度など、
生活を支えるためのさまざまな公的な制度があります。
活用が可能な制度がある場合には、それらを優先して活用していただきます。

●保護の決め方

保護は原則として、世帯(くらしをともにしている家族)を単位として、その世帯の最低生活費の額と世帯全員の収入額を比較し、不足する場合にその不足する額が保護費として支給されるしくみになっています。
さまざまな調査をしたあと、生活保護が開始できるかどうかの審査を行います。
生活費や住居費、医療費などで算定される最低生活費(世帯単位)と世帯の収入(給料、各種手当、養育費なども含みます)を比較し、図のように、最低生活費に対し、世帯の収入が不足する場合は生活保護費が支給され、不足部分を補います。自分で得ることができる収入が最低生活費を超える場合には、生活保護は開始されません。

最低生活費
その世帯の暮らしの実態(年齢、人数、健康状態、住んでいる地域など)をもとに国で決めた基準によって計算された1か月分の生活費で、月によって変わる場合があります。

収入
働いて得た収入、年金・手当など他の法律などにより支給される金銭、親や兄弟姉妹などからの仕送り援助、資産を貸したり売ったりして得た収入など、世帯員全員の収入を合計したものです。

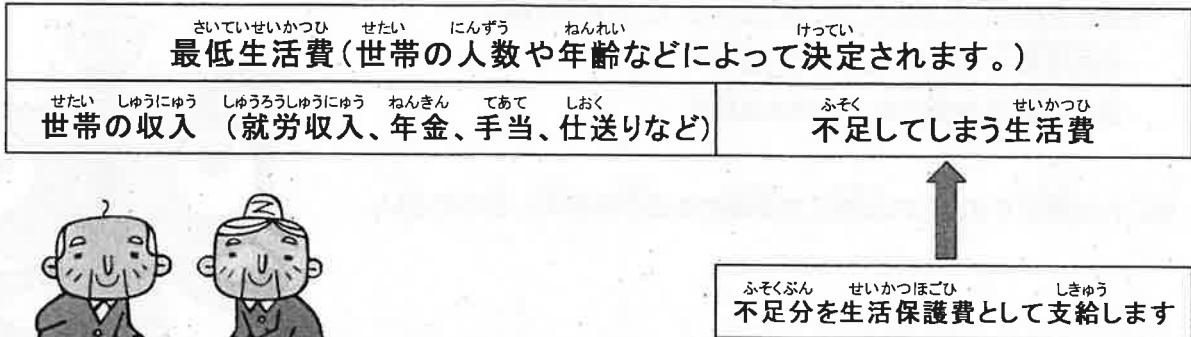
●保護が受けられる場合

●保護が受けられない場合

収入 < 最低生活費
収入 > 最低生活費

収入が最低生活費に満たないとき
収入が最低生活費を上回るとき

(図)



※生活保護費は、世帯員の年齢や人数、その世帯の収入額、冬季の暖房費、家賃額(限度額があります)などで決定されますので、常に一定のものではありません(収入申告の時期などによっては、月を越って生活保護費を再計算します)。保護を受ける方は、収入、支出その他生計の状況を適切に把握するとともに支出の節約を図り、その他生活の維持及び向上に努めるものとなります。

●結果通知

以上のような調査が行われ、申請した日から原則として14日以内(特別な事情で調査に時間を要する場合には最長で30日以内)に生活保護が開始されるかどうかの結果が通知されます。

4 保護開始(生活保護が始まったら・・・)

生活保護の開始が決定したかたには、担当する地区担当員(ケースワーカー)が自立に向けた支援を行っていきます。

※必要に応じて、就労支援員による支援も行っています。

●生活保護の種類

生活保護には、次の8種類の扶助があります。

一定の要件のもと、支給されるのは、保護開始日以降に需要が発生したものとなります。

①生活扶助

衣食、光熱費、家具・家電製品の買い替えなど日常生活の需要を満たすために必要な費用です。個人の年齢、また世帯の人数などで算定されます。

②住宅扶助

家賃、地代、住宅の補修などの費用が定められた限度額内で支給されます。
※公営住宅の家賃については、原則として市が直接納付します。



③教育扶助

子どもが義務教育を受けるための学用品、給食費など最低限必要な経費が支給されます。

④医療扶助

保険適用の範囲内で治療を受けていただき、特別な場合を除き、病院窓口での自己負担は有りません。必要な医療費は市が直接病院に支払います。

●病院受診の際の注意点

- 受診前に、福祉事務所に受給証と印鑑を持って申請に来てください。
「医療券」をお渡しします(原則として、指定医療機関以外への受診は出来ません)。医療券は、医療機関ごと(院外処方の場合は薬局も別)に窓口へ提出することになっています。医療券は、月ごとに1枚ずつ必要ですから、月が変わったら再度申請に来てください。
また、1つの診療科目につき1つの医療機関が原則です(同じ診療科目で複数の医療機関への受診はできません)。
※別の診療科目の医療機関にかかる時は、現在服用している薬の情報を、必ず伝えて診察を受けてください(複数の病院で、同じ作用の薬をもらうことはできません)。

- 休日・夜間など福祉事務所が閉まっているときや急病になったときなど、「医療券」を取りに来られない場合は、生活保護の「受給証」を受診窓口に提示して治療を受けてください(この場合は、医療機関によっては実費または保証金を一旦支払うこともあります)。その後、福祉事務所の開所時間になら、すぐに連絡してください。

- 後発医薬品(ジェネリック医薬品)の使用が原則となります。よって医師または歯科医師により、後発医薬品の使用が可能と判断された場合は、原則として後発医薬品が処方されます(医学的に、先発医薬品の使用が必要だと判断した場合は、先発医薬品が処方されます)。
後発医薬品は、先発医薬品と同じ有効成分を同じ量含む薬であり、先発医薬品と品質や効き目、安全性が同等であることを厳正に審査したものです。
服薬・使用に不安がある場合は、病院・診療所か薬局で処方内容の相談をしましょう。

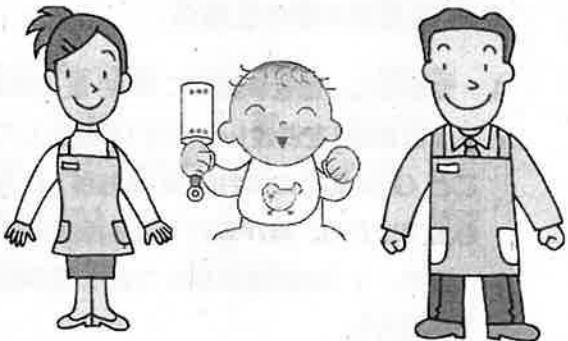
4 治療材料（コルセット・メガネなど）及び施術（はり・きゅう・マッサージ・柔道整復など）について、
医師の診断により必要となった場合は相談してください。

5 生活保護受給中は、国民健康保険証や後期高齢者医療保険証は使えなくなりますが、社会保険証は引き続き使用することになります。医療機関の窓口では、医療券と社会保険証を両方とも提示のうえ受診してください。

6 原則として、市内などの近隣の医療機関を利用してください。交通費について必要が生じた場合は、ご相談ください。

⑤介護扶助

介護認定を受けているかたが介護サービスを受ける際の1割の自己負担分が支給されます。
こちらも特別な場合を除き、自己負担が発生しません。なお、介護サービス（住宅改修、福祉用具購入を含む）の利用希望がある場合には、福祉事務所へご相談ください。



⑥出産扶助

出産にかかる費用について、限度額内で支給されます。

⑦生業扶助

高等学校にかかる費用や就職するためには必要となる
技能、資格習得にかかる費用が支給されます。

⑧葬祭扶助

世帯員などが亡くなり、一定の条件のもと、必要な葬儀費用について、限度額内で支給されます。

○保護費の支給方法

① 毎月の保護費

保護費は、原則として毎月5日（5日が土日、祝祭日に当たる場合は、その直前の開庁日）に指定の金融機関へ振り込みを行います。

② 臨時の保護費

アパートの契約更新料や通学定期代など、臨時に必要となるものについては、一定の条件のもと、支給されます。

*次のようなときは必要な費用の全部または一部が支給される場合（一時扶助）がありますので、必ず前もって相談してください。また、必ず翌々月までに申請してください。それ以降に申請したものについては支給できない場合がありますので、ご注意ください。

◇借家、借間の契約更新時に、契約更新料が必要なとき

◇病気などのため、おむつなどを必要とするとき

◇長期入院の後、退院した場合などで炊事用具や食器、冷暖房器具が必要なとき

◇やむをえず転居するとき

◇家の修理が必要なとき

◇身内の葬儀に行くとき

◇施設に通ったりするとき

◇学校のクラブ活動等における費用がかかるとき

◇病院に受診するとき

●生活保護が開始されるかたには、次のような権利が保障されます。



- 条件を満たせば、すべてのかたが平等に生活保護が開始されます。
- 正当な理由なく、保護費の減少や生活保護の適用がなくなるようになることはありません。
- 受け取る保護費や保護の物品に対して、税金がかけられたり、差し押さえられたりすることはありません。

※世帯の状況や収入などが変わることにより、保護費の額が変わることや生活保護が停止や廃止になることがあります。その決定は通知書でお知らせしますが、その決定内容などにわからないことがあれば福祉事務所に説明を求めてください。

福祉事務所の決定に不服のある場合は、決定を知った日の翌日から起算して3か月以内に知事に対して審査請求を行うことができます。

●各種減免について

生活保護受給中は、次の減免を受けることができます。

しゅるい 種類	てつづ 手続きをするところ
じゅうみんぜい 住民税	かすかべやくしょみんぜいか 春日部市役所市民税課
こていしさんぜい 固定資産税	かすかべやくしょしきんぜいか 春日部市役所資産税課
こくみんねんきんほけんりょう 国民年金保険料	かすかべやくしょしみんかくみんねんきんたんどう 春日部市役所市民課国民年金担当
すいどうりょうきん 水道料金	かすかべやくしょすいどうりょうきん 春日部市役所水道部業務課
じゅしんりょう NHK受信料	えいぎょうしょまたしうきんにん 営業所又は集金人

※上記以外に、住民票交付・戸籍謄抄本・非課税証明などの手数料が免除となる場合がありますので、ケースワーカーにご相談ください。

●生活保護が開始されるかたの義務

1 届け出の義務（生活保護法第61条）

あなたの届け出をもとにして保護の内容を決めますので、次のような場合は、すぐに福祉事務所に届けてください。

- ① 収入が増えたり減ったりしたとき（働いて得た収入、年金、仕送り等すべての収入）。高校生がいる世帯については、その方が得たアルバイト収入も含まれますが、修学のために必要な最小限度の額は控除しますので、すべての収入について申告をしてください。
- ② 家族の人数が変わったとき（出産、死亡、転入、転出など）
- ③ 家賃、地代などが変わるときや契約更新するとき
- ④ 働けるようになったり、働けなくなったりしたとき（就職、転職、休職、退職など）
- ⑤ 健康保険が使えるようになったとき、または使えなくなったとき
- ⑥ 入院したり、退院したりしたとき
- ⑦ 事故にあったとき（交通事故、仕事中の事故など）
- ⑧ しばらく家を留守にするとき、遠くに出かけるとき
- ⑨ その他、生活の状況が変わったとき（入学、卒業、休学、退学、結婚、離婚など）

2 指導・指示に従う義務（生活保護法第62条）

あなたの生活状況に応じて、適切な保護をするために、福祉事務所から指導・指示をすることがあります（例：車の保有禁止・就労指導など）。指導・指示に従わない場合は、保護が受けられなくなることがあります。

3 生活向上の義務（生活保護法第60条）

働く人は能力に応じて働き、計画的なくらしをするなど、生活の維持、向上に努力しなければなりません。

保護費を支給目的のために使う住宅の家賃、給食費や教材費などの学納金は、それぞれの使途のために支給しているものですので、滞納などがないようにしてください。家賃や学校給食費などを滞納された場合は、代理納付として福祉事務所が債権者として直接振り込みを行なうことがあります。

※生活保護が開始になった方は、国民年金保険料などの免除が受けられます。

4 譲渡禁止（生活保護法第59条）

保護を受ける権利を他人にゆずりわたすことはできません。

5 資産の活用（生活保護法第4条）

預貯金、生命保険、土地、家屋、自動車、貴金属などの資産は、まず生活のために活用していただきます。ただし、現在お住まいの住宅や障害のために通院などで必要な自動車などは、一定の条件のもとで保有を認められる場合もありますので、ご相談ください。

●届け出が必要なもの

「届け出の義務」に記載がある内容のほか、生活状況に変化があったときは、正しい保護費を計算する必要があるため、必ず報告をしてください。

生活状況に大きな変化があったとき（例）

- ・住所が変わったとき（転居などについては必ず事前に相談をしてください）
- ・生命保険などの加入、解約、名義変更をしたとき
- ・その他生活状況に大きな変化があったとき

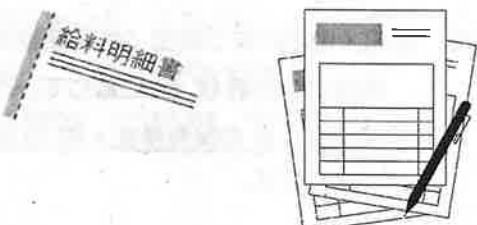


※・収入、資産に変化がない場合でも、年に一度、現状を届け出してください。

- ・安定した職業に就いたことにより、保護を必要としなくなった世帯について、生活保護廃止後に、国の条件に合う場合、就労自立給付金を支給する制度があります。
- ・18歳になる年度に、大学・専門学校などに受験・合格し進学するかたに、国の条件に合う場合、進学準備給付金を支給する制度があります。

◎収入に変化があったとき（例）

- ・毎月の給料を受け取ったとき、また、賞与収入があったとき
- ・年金などの公的手当があったとき（遡及して年金を受け取るときを含む）
- ・生命保険の入院給付金や解約返戻金があったとき
- ・交通事故の慰謝料、補償金などがあったとき
- ・債務整理（個人の借金を整理すること）による過払い金があったとき
- ・不動産など資産の売却益があったとき
- ・相続、養育費、仕送りなどの収入があったとき



※上記は一部の例となります。何かしら金銭を受領した場合、あらゆる収入の申告が必要です。



収入申告を適正に行えば、次のような控除※や、収入として認定しない取り扱いができることがあります。

※控除とは、収入から除かれる（差し引かれる）ことです。控除された分は手元に残ることになります。

○就労収入に対する控除

①基礎控除

就労収入がある場合、給与総額に応じて、一定の金額が控除されます。

②20歳未満控除

20歳未満の者が就労した場合、基礎控除のほかに一定の金額が控除されます。

③その他の必要経費

社会保険料、所得税、通勤交通費などの必要経費が控除されます。

○高校生のアルバイト収入

高校生のアルバイト収入のうち、授業料の不足分や修学旅行費、学習塾代、大学・専門学校の入学金などに充てる場合は、地区担当員(ケースワーカー)にご相談ください。早期自立に役立つと認められたものは、収入として認定しない取り扱いができます。

※その他、自立更生のために役立つと認められるものについても、収入として認定しない取り扱いができる場合がありますので、申告するときにご相談ください。

●保護費を返していただく場合

1 保護費の返還

① 生活上の変化や収入の増加により、月の始めに支給した保護費が結果として多くなったときは、多い分だけ返していただきます。

② 緊迫した事情などのため、資力*があるにもかかわらず保護を受けた場合には、その受けた金品に相当する金額の範囲内の額を返還しなければならないこととされています(生活保護法第63条)。

※資力の例：居住に用いていない不動産、生命保険の解約返戻金、保護開始後に受け取る事故等の賠償金など

2 不正受給の費用徴収と罰則

事実と違う申請(世帯構成・就労状況など)や不正な手段により保護費を受け取ったときは、受け取った金額を返していただきます。また、その徴収する金額に加え、同額の100分の40を乗じて得た額以下の金額を徴収することもあります。

その金品を徴収されるだけでなく、法律により罰せられることがあります。
(生活保護法第78条、第85条)

とあ そうだんさき
お問い合わせ・相談先

○地区担当員（ケースワーカー）

地区担当員（ケースワーカー）は、生活保護が開始されるかたの困っていることへの解決や自立を目指す上でどうしていけばよいのかと一緒に考え、手助けをいたします。そのため、生活状況の確認や、相談に応じるために定期的にお住まいを訪問します。

何か生活上の問題があれば、遠慮なくご相談ください。個人の秘密は固く守りますのでご安心ください。

かていほうちん
家庭訪問

生活保護が開始になった場合は、生活保護を適切に実施するため福祉事務所の地区担当員が定期的に訪問し、相談に応じるとともに、保護費を生活の変化に応じて適正に決定するため、収入や生活状況などをお聞きします。

〒344-8577

かすかべしちゅうおうななちょうどめ ばんち
春日部市中央七丁目2番地1

かすかべしきじむしょ
春日部市福祉事務所

かすかべしやくしょ せいかつしえんか ほこだい たんとう ほこだい たんとう
(春日部市役所 生活支援課 保護第1担当、保護第2担当)

かすかべしやくしょ だいひょう 代表 048-736-1111
(春日部市役所 048-736-1111)

せいかつしえんか ちょくつう 直通 048-796-8452
(生活支援課 048-796-8452)

